

FIT認定関連書類の偽造に関する調査結果および 再発防止策の概要

2024年8月30日
中部電力株式会社

1. 報告の経緯

- 2024年7月29日、当社が保有する和田水力発電所において、FIT認定に必要となる申請書類の一部である土地の貸付契約書を当社従業員が偽造していたこと（以下、「本事案」）が判明しました。
- 本事案について、資源エネルギー庁および関東経済産業局に速やかに報告するとともに、7月30日に和田水力発電所の運転を停止しております。
- 8月2日に資源エネルギー庁より、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく認定の申請に当たって提出した書類における偽造又は虚偽の存否等の報告について（指導）」を受領しました。
- 本日、調査結果および再発防止策を取り纏め、資源エネルギー庁へ報告しました。

指導の概要

1. 全ての認定の申請（申請中のものを含む。）に当たって提出した書類（事後的に提出した書類を含む。）における偽造又は虚偽の存否
2. 1において、偽造又は虚偽が存在する場合にあっては、当該偽造又は虚偽が存在するに至った事実関係、原因及び再発防止策
3. 2024年8月30日までに報告すること

2. 調査結果

今回、当社が認定事業者として申請を実施した発電所35件および当社が申請代行登録者として申請を実施した発電所2件を調査した結果、以下の4事案を確認しました。

- (1) 契約書面を権限なく作成し、当社および相手方の押印を偽造した事案※
- (2) メーカー仕様書の一部の数字を当社算定の申請値に書き換えた事案
- (3) 認定の申請・手続きにおける不備等に係る事案
- (4) 当社が申請代行登録者として申請を実施した事実を確認できなかった事案

※2024年8月2日にお知らせした和田水力発電所におけるFIT認定申請書類の偽造

(1) 契約書面を権限なく作成し、当社および相手方の押印を偽造した事案

事案概要および事実関係

【事案概要】

発電所名	対象書類	事案概要
和田 水力発電所	国有林野貸付契約書	相手方の同意を得ず契約書面を作成し、他契約書の公印の画像データを流用して契約書を偽造
	上記契約書の印鑑証明発行手続き不可を証する議事録	「相手方の印鑑証明を用意できない場合の添付書類」として、相手方が「印鑑証明を発行しない」旨の証言をしたことを記した議事録を偽造

【事実関係】

年月	概要（下線は前回公表から新たに確認した内容）
2021年10月	・FIT 認定申請にあたり、国有林を通過している地下導水路※¹上の土地について、貸付契約の書面化が必要となったため、管理者である東信森林管理署と協議を実施した。 ・<u>当該従業員は、貸付契約書の締結には、保安林※²に関する法令手続きが必要との認識を持っており、当該土地において、地上に露出している設備の面積が僅かであることから、<u>手続期間が短い「保安林内作業許可」を取得しようと考えていた。</u></u> ※1：1918年運用開始 ※2：1971年指定
2021年12月	・当該土地の貸付契約の締結が未完であったため、東信森林管理署より、契約書の締結に向けた手続き中であることを証する書類を受領し、FIT認定申請を実施した。

(1) 契約書面を権限なく作成し、当社および相手方の押印を偽造した事案

事実関係



年月	概要（下線は前回公表から新たに確認した内容）
2022年1月	・<u>当該従業員は、地下導水路が通過する土地の広範囲に樹木が生えていないことを現地確認し、「保安林解除」が必要だと思い込んだ。</u> ・<u>また、「保安林解除」の必要性について東信森林管理署に確認しなかった。</u> ・<u>「保安林解除」の手続きや貸付契約書の締結が期限※³に間に合わない場合、FIT認定が取消となる可能性を懸念したが、上司や同僚に相談しなかった。</u> ・上司や同僚は保安林に関する課題は認識していなかった。 ※3：申請時に未提出である書類は、FIT認定後180日以内に提出することが必要
2022年3月	・経済産業大臣よりFIT認定を取得した。
2022年9月	・当該従業員は、提出期限を直前に控え、相手方の同意を得ず契約書面を作成し、他契約書の公印の画像データを流用して契約書を偽造した。 ・また、「<u>相手方の印鑑証明を用意できない場合の添付書類</u>」として、「<u>印鑑証明発行手続き不可を証する議事録</u>」を偽造し、その両方を関東経済産業局に提出した。 ・当該行為にあたって、上司や同僚に相談しなかった。
2023年2月	・和田水力発電所の改修工事が完工し、FIT売電を開始した。
2024年7月	・和田水力発電所の導水路修繕工事に向けた手続きを進める中で、貸付契約書の原本が保管されていないことを確認し、当該従業員に問い合わせ、本事案が判明した。

(1) 契約書面を権限なく作成し、当社および相手方の押印を偽造した事案 ポイントとなる事実

事実関係のうち、ポイントとなる事実は以下の3点。

- ◆ 職場の上司や同僚に相談することなく、個人の判断で偽造し申請行為に至った。
- ◆ 貸付契約には手続期間が長い「保安林解除」が必要と思い込んだ。また、東信森林管理署に確認しなかった。
- ◆ 組織として当該従業員の手続きの不備を見つける機能が不足していた。

(1) 契約書面を権限なく作成し、当社および相手方の押印を偽造した事案 事実から導き出した原因および再発防止策

事実①職場の上司や同僚に相談することなく、個人の判断で偽造し申請行為に至った。

事実から導き出した原因	再発防止策
コンプライアンスの遵守を最優先させる意識の欠如	・<u>本事案を題材とし</u>、これまでのコンプライアンス意識を見つめなおす<u>職場ディスカッション</u>を部署単位で<u>継続的に実施</u>する。 ・<u>社内アンケートにて意識定着状況を確認し、フォローを行うことで</u>、更なるコンプライアンス意識の定着を図る。 ・新入社員・階層別研修でのコンプライアンス教育に、<u>二度と起こさないための生きた教材</u>として<u>本事案を追加し、教育</u>する。
互いに相談できる風通しの良い職場環境の整備不足	・管理職は、<u>意識的な声かけ</u>や<u>傾聴</u>により、普段から話しやすい関係性を構築する。 ・管理職は、<u>1on1ミーティング</u>等を通じて、継続的に<u>双方向のコミュニケーション</u>を充実させ、業務課題や方向性の共有を図る。 ・管理職を対象に、コミュニケーション研修プログラムを活用し、1on1ミーティングの活用に関する効果的な教育を実施する。

事実②貸付契約には手続期間が長い「保安林解除」が必要と思い込んだ。また、東信森林管理署に確認しなかった。

事実から導き出した原因	再発防止策
国有林の貸付および森林法等関係法令に関する認識不足	・本店用地主管部署は、用地担当者に対し、本事案や法令違反に伴う社会的影響度を含め、<u>国有林の貸付に関する法令および保安林制度を含む森林法に関する教育を実施</u>する。

(1) 契約書面を権限なく作成し、当社および相手方の押印を偽造した事案 事実から導き出した原因および再発防止策



事実③ 組織として当該従業員の手続きの不備を見つける機能が不足していた。

事実から導き出した原因	再発防止策
FIT認定申請業務に対する管理体制の不足	・<u>手続きの進捗を随時報告する社内ルールの徹底等により、関係者が業務の進捗状況を把握する。</u> ・<u>施工担当部署を責任部署とし、定期的な進捗確認や課題共有のための会議を定期開催</u>することで、<u>用地担当部署を牽制</u>する機能を持たせる。 ・<u>各部署の課長が申請内容チェックリストをもって提出書類の適正性を確認するとともに、施工担当部署の課長（責任者）が管理が適正に行われていることを確認する。</u> 【今後のFIT認定申請業務における体系図】
FIT認定申請業務に対する本店の関与不足	・<u>本店用地・技術主管部署は、水力センター用地・施工担当部署と申請業務に関する進捗状況等の確認・共有のための会議を定期開催し、牽制と支援を行う。</u>

(2) メーカー仕様書の一部の数字を当社算定の申請値に書き換えた事案

事案概要、原因および再発防止策

事案概要（該当件数3件）

- ・FIT認定申請にあたり、「発電設備の内容を証する書類」として、当社が発電出力を計算した「出力計算書」とともに、発電機の製造メーカーを示すために「メーカー仕様書」を提出している。
- ・今回、担当者が「メーカー仕様書」の数値を「出力計算書」の数値と一致させなければならないと誤認し、メーカー仕様書の一部数値を書き換えて提出した。

※発電設備の認定出力値をメーカー仕様書記載値ではなく、出力計算書による出力を認定出力値として申請することは、管轄経済産業局に了承を得ている。

原因	再発防止策
FIT認定申請に係る社内マニュアルの不備	・FIT認定申請に係る社内マニュアル（<u>認定申請マニュアル</u>）の<u>見直し</u>を行うとともに、担当者が<u>常に問い合わせできる仕組み</u>（社内HP上の問い合わせ窓口）を構築する。 ・本店技術主管部署がFIT認定申請手続きの<u>担当部署に対し</u>、FIT認定申請手続きの<u>説明会を定期的実施</u>する。 ・施工担当部署の課長（責任者）が申請内容チェックリストを用いて提出書類の<u>適正性を確認</u>する。
メーカー名義の書類の取り扱いに関する理解不足	・<u>メーカー名義の書類を含む第三者名義の書類に対して直接書き換えを行わないよう繰り返し周知</u>する。

(3) 認定の申請・手続きにおける不備等に係る事案

事案概要、原因および再発防止策

事案（該当件数）	事案概要
土地の使用権原に関する書類の添付漏れ（2件）	・発電設備が設置されている土地の一部である法定外道路（赤道）について、 <u>行政と払い下げ協議中であつたため、受理印を受けた協議書の写しを添付すべきところ、提出を失念した。</u>
	・発電設備が設置されている土地において、国有林貸付契約が2契約あるところ、そのうち <u>1契約が国有林内に存する全ての発電設備用地を網羅する契約であると誤認し、もう1契約の提出を失念した。</u>
電力量計設置報告書の提出漏れ（7件）	・電力量計を設置した後、「 <u>電力量計設置報告書</u> 」により速やかに報告すべきこととされているが、 <u>当該報告を失念した。</u>
原因	再発防止策
FIT認定申請にあたり、提出書類を確認する仕組み不足	・ <u>担当部署の管理職が申請内容チェックリスト等</u> をもって提出書類の適正性の確認や進捗管理を実施する。

事案概要

事案概要（該当件数1件）

- ・当社が個人事業者の太陽光発電設備を申請代行登録者として申請を実施した事案においては、申請代行の事実を確認できる書類を搜索するも存在を確認できなかった。
- ・設備IDより、再エネ電子申請システム上で入手可能な個人事業者名、発電設備の所在地等の情報から当該事業者およびその関係者を尋ね、聞き取り調査を行ったが、当社が申請代行登録者として申請を行った事実は確認できなかった。



中部電力